

(第2回)

佐賀空港の自衛隊使用等に係る環境保全と補償に関する協議会

次 第

日時 令和7年10月9日(木)13:30～

場所 佐賀県水産会館 3階中会議室

1 開会

2 出席者紹介

3 協議事項

(1) 陸上自衛隊佐賀駐屯地司令の協議会への参加について

(2) 佐賀空港の自衛隊使用に係る現在の状況について

4 意見交換

5 閉会

佐賀空港の自衛隊使用等に係る環境保全と補償に関する協議会
出席者名簿

所属名	職名	氏名
佐賀県有明海漁業協同組合 (オスプレイ等検討委員会)	代表理事組合長 (会長)	西久保 敏
オスプレイ等検討委員会 (有明海漁協 南川副支所)	副会長 (運営委員長)	中島 浩徳
防衛省 九州防衛局	次長	池田 学
陸上自衛隊 佐賀駐屯地	司令	青山 佳史
佐賀市 政策推進部	部長	星下 努
佐賀県 政策部	部長	前田 直紀
同 駐屯地調整室	室長	山崎 和也

【協議事項】

(1) 陸上自衛隊佐賀駐屯地司令の協議会への参加について

令和7年4月17日に開催した第1回協議会において、当協議会の構成員として、佐賀駐屯地司令の着任後の参加について協議していたため、今回から、青山佐賀駐屯地司令に当協議会の構成員として参加いただく。

■ 構成

協議会の会長は佐賀県政策部長とする。

協議会

- ・ 佐賀県：政策部長〔会長〕
- ・ 防衛省：九州防衛局長
- ・ 陸上自衛隊佐賀駐屯地：駐屯地司令
- ・ 佐賀県有明海漁業協同組合：
代表理事組合長(オスプレイ等検討委員会会長)
オスプレイ等検討委員会副会長
- ・ 佐賀市：政策推進部長

※ 必要に応じ協議会の構成員以外の者（佐賀県農業協同組合等）を参加させる。

常設の部会は置かず、必要に応じて招集・開催する。

【協議事項】

(2) 佐賀空港の自衛隊使用に係る現在の状況について

前回協議会以降の現在の状況等について各団体から報告

【参考】 防衛省と佐賀県との合意事項

平成30年8月24日

佐賀空港の自衛隊使用要請について、佐賀空港の民間空港としての使用・発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として、防衛省と佐賀県は、以下のとおり合意した。

合 意 事 項

1 環境保全と補償に関する協議会の設置

防衛省と佐賀県は、佐賀空港の自衛隊使用に関する環境保全と補償に関する協議等を行うため、防衛省、佐賀県、有明海漁協等の関係機関が参加する「協議会」を設置する。

2 防衛省の着陸料100億円の支払いと佐賀県の基金の創設

防衛省は、佐賀県からの申し入れを踏まえ、民間空港として建設した佐賀空港を自衛隊機が使用する応分の負担として、予算の国会議決を前提とした上で、着陸料を合計100億円（年5億円を20年間）支払う。

佐賀県は、防衛省が支払う着陸料収入をもとに、有明海漁業の振興を行うため、「漁業振興基金（仮称）」を創設する。併せて、環境への影響や事故等による補償等の対象となる事案が発生した場合に、国による補償等が行われるまでの間、必要な費用を無利子で貸し付けることなどができるようにするため、「補償基金（仮称）」を創設する。

なお、100億円の支払いが終了した後の自衛隊機の着陸料については、自衛隊機の佐賀空港使用状況を踏まえ、改めて防衛省と佐賀県で協議する。

3 オスプレイの安全性に関する情報共有のルール化

防衛省と佐賀県は、オスプレイの安全性に関して双方向で連絡を密にするルールを構築する。以下の事項について、具体的な内容が固まったものから順次実施していく。

- ・ 陸自オスプレイを含め佐賀空港を使用する自衛隊機が事故を起こした場合等の重大事案における防衛省と佐賀県間のホットラインの設置
- ・ 陸自オスプレイを含め佐賀空港を使用する自衛隊機の安全性に関する定期的な連絡会の開催